

主要農作物種子法廃止に際し日本の種子保全の施策を求める 意見書

2017年4月14日、主要農作物種子法（以下、種子法）の廃止法案が可決・成立し、2018年4月より種子法は廃止となる。

種子法は、日本の農業と国民の食生活を支えるため1952年に制定された。この法律では、主要農作物である稲、大麦、裸麦、小麦及び大豆の種子を各都道府県を通じて安定的に生産し、供給する上での国の責任が定められている。法に基づき都道府県ごとに厳密な品質管理のもと、農家に優良で安価な種子供給が行われ、国が責任を持つことにより、食の根幹である主要農作物が安定して生産されることで国民は安心できる食生活を送ってきた。

種子法廃止の理由としては、民間事業者のさらなる参入を促すことが挙げられている。近年消費者の中食、外食利用が増加し、特化した品種の開発や生産、流通が求められていることや、海外輸出のための戦略として、新しいニーズに柔軟かつスピーディーに対応するためとされている。

しかし、種子法が廃止されると、これまで維持してきた主要農作物種子の安定的な生産供給の法的根拠とそのための財源が失われることになり、今後、優良品種の維持や開発、品種の多様性、価格などの面で危機的な影響を受けることが懸念され、食料安全保障上極めて重要な施策が失われかねない。

これまで公的な資金、人材を投じ、法律のもと生産・普及してきた主要農作物の種子は公共のものであり、国はこれを国民全体の共有財産として守っていく責任がある。

第193回国会農林水産委員会では、種子法廃止後も引き続き都道府県は主要農作物種子の生産、普及を担うとしながらも、具体的な施策が示されていない。参議院での議決に当たり附帯決議では、種子の生産基準をつくり運用すること、都道府県での種子の生産及び普及の取り組みのための財源の確保、種子の海外流出防止、種子独占の弊害の防止などが求められている。種子法の廃止により危ぶまれる食の安全保障を補完するために速やかな対応が必要である。

よって狛江市議会は政府等に対し、本附帯決議の実現に努め、日本の主要農作物の種子を公共の財産として保全するための新たな法整備とそれに基づく積極的な施策を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2018年3月27日

東京都狛江市議会

平成30年3月27日 原案可決